

平成28年9月号 企画課News!

ページ番号 204176

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート

 シェア

2016年9月1日

企画課News!

消防活動の妨害等における告訴・告発について


 企画課

消火活動や救急・救助活動への妨害行為は、市民の安全を守るべき消防業務が脅かされ、市民に大きな不利益をもたらすことになります。

このような不法行為に対しては、悪質性、公務(消防業務)への影響等を勘案しながら、刑事訴訟法(以下「刑訴法」と言います。)に基づく告訴・告発を行います。

1 告訴・告発とは

告訴

告訴(刑訴法第230条)とは、被害者やその親族等(告訴権者)が捜査機関(検察官又は司法警察員。以下同じ。)に対して犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める意志表示のこと。

告発

告発(刑訴法第239条)とは、犯人又は被害者等の告訴権者以外の第三者が捜査機関に対し、犯罪の事実を申告し、犯人の処罰を求める意思表示のこと。

告訴は、犯罪の被害者やその他の告訴権者しか意思表示できないのに対し、告発は、誰でもできる点で大きく異なります。

2 告訴・告発の意思決定

被害の程度、その行為の悪質性、公務への影響等を総合的に判断し、告訴・告発の方針を決定します。

告訴・告発は、捜査機関の立件に向けた円滑な捜査活動を期する意味から、速やかに行う必要があります。

また、行為が悪質であったとしても、捜査機関により犯罪が成立しないと解される場合があるため、事前に提出先の捜査機関の担当者と調整を図っておくことも必要です。

3 実務における告訴・告発の取扱い

公務中に、職員が、ある者から暴行を受けた場合、被害者である職員個人として告訴することは可能です。しかし、実務においては、職員個人として告訴するのではなく、組織として公務(消防業務)の適正な執行を図る必要があることから、消防局長又は消防署長が、当該行為者を公務執行妨害罪等(刑法第95条第1項)で「告発」することになります。

また、ある者が、消防庁舎内等で暴れ、市有物品等を損壊させた場合などには、物品管理者たる消防署長等を告訴権者として、当該行為者を、器物損壊罪(刑法第261条)(※)で「告訴」することになります。

なお、当然のことながら、人的・物的「損害」が発生した場合は、民事上も不法行為による損害賠償(民法第709条)を求めることになります。

※ 器物損壊罪については、被害者の「告訴」がなければ公訴(検察が起訴)することができない「親告罪」(刑法第264条)に該当します。

4 告訴・告発の方法

1. 書面による告訴・告発

告訴・告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員(巡査部長以上の警察官等)に行うものとされています。(刑訴法第241条第1項)

実務では、犯罪の具体的事実、被害内容、組織の意思等を明らかにするため、口頭によらず、書面により行います。

なお、現場にいる警察官が犯罪行為を現認し、既に現行犯逮捕されている場合には、書面による「告発」を不要とする場合があります。

2. 告訴状・告発状の提出先

原則として犯罪発生地を管轄する警察署長宛てに提出します。

様式について、特に法的な定めはありませんが、当局では、一定の書式により、手続きを行っていますので、作成の際には、総務部企画課に相談してください。

5 刑法における消防活動の妨害等に関する罪

1. 公務執行妨害罪(刑法第95条第1項)

職務を執行する公務員に対して暴行、脅迫行為等が行われた場合、公務執行妨害罪が成立します。

ここでいう「暴行」とは、公務員に対して加えられる有形力の行使を意味しますが、直接「身体」に対して加えられる行為だけでなく、「物」に対する有形力の行使も該当します。例えば、救急活動中に、救急車、救急器材等を損壊させ、活動を阻害した場合も、公務執行妨害罪が成立します。

2. 傷害罪(刑法第204条)

暴行により職員が負傷した場合は傷害罪が成立し、それが公務中であれば公務執行妨害罪も同時に成立します。

3. 器物損壊罪(刑法第261条)

消防車両、装備品等を損壊させたり、隊員の被服を破ったりする行為に対しては、器物損壊罪が成立します。

現場活動中であれば、公務執行妨害罪も成立します。

6 捜査への協力

消防活動等に対する悪質な不法行為が発生したときには、迅速に告発等の方針を決定するとともに、捜査活動にも全面的に協力していく必要があります。

したがって、警察官又は検察官から要請された書類、情報、証拠品等(※)は、速やかに提出します。

※ 証拠品等

これまでの実例から、「告発状・告訴状」のほか「活動記録書関係」、「診断書(受傷部位の写真を含む。）」、「業務、身分に関する根拠法令」、「物品の管理者たる根拠法令」、「写真」、「見積書」等が考えられます。

平成28年
9月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年9月号](#)
平成28年9月号 予防タイムズ・リターンズ

平成28年9月号 予防タイムズ・リターンズ

ページ番号204168

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年9月1日



後輩

先輩～。先日、一般住宅に訪問防火に行ったら、住宅がいつの間にか「ゲストハウス 京のお宿」になってしまって…。外国の人がたくさん大きなキャリーケースを持って出入りしてたんですよ。関係者の人にゲストハウスの中を見せてもらったら、住宅用火災警報器が付いていたので、大丈夫ですよ？

先輩

こらこら！それは本当に「住宅用火災警報器」だったのかい？「自動火災報知設備」だったんじゃないかな？平成27年4月1日から消防法施行令別表第1に掲げる(5)項イの用途は、面積に関係なく、自動火災報知設備が義務になったのは知っているよね？

後輩

えっ！知らなかったです。でも、受信機や発信機、ベルなどは設置されていなかったですよ。

先輩

それはね、「特定小規模施設用自動火災報知設備」と言っても、受信機や発信機、ベルなどがなく、無線式の感知器が設置されているものだよ。火災の発生を感知し、知らせるための設備という点では、自動火災報知設備と同じだけど、特定小規模施設に限って設置が認められているんだ。

「ゲストハウス 京のお宿」には、住宅用火災警報器ではなく、「自動火災報知設備」か「特定小規模施設用自動火災報知設備」を設置する必要があるんだよ。



後輩

本当ですね、見落とししていました。先輩、すみません。

ところで、「特定小規模施設」って何ですか？

先輩

「特定小規模施設」とはね、

特定小規模施設とは(平成20年12月26日 総務省令第156号)
 延べ面積が300㎡未満の防火対象物(特定一階段等防火対象物を除く。)

令別表第1(2)項二に掲げる防火対象物
 (5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物
 (6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

※ (16)項イのうち、上記の用途に供される部分が存するもの(延べ面積300㎡以上の場合、設置条件が変わることがあるので注意が必要)

後輩

なるほど、延べ面積が300㎡未満の(5)項イは「特定小規模施設」となり、「特定小規模施設用自動火災報知設備」が設置できるのですか？

先輩

そのとおり。実は、もともと(5)項イは、特定小規模施設に入っていなかったんだけど、平成26年度の法改正で(5)項イも新たに加わったんだよ。

後輩

平成27年4月1日から(5)項イの用途は面積に関係なく、自動火災報知設備が義務になったことで追加されたってことですよね。

先輩

そうだね。

後輩

ところで先輩、「特定一階段等防火対象物を除く。」ってどういうことですか？

先輩

「特定一階段等防火対象物」とはね、平成13年9月1日に新宿歌舞伎町で発生した雑居ビル火災を受け、平成15年に法令改正されたときに作られたもので、階段が屋内に1箇所しかなく、地階又は3階以上の階に飲食店や物販店舗、宿泊施設などの特定用途があるものを言って、消防用設備の設置基準も厳しくなっているんだ。

例えば、自動火災報知設備であれば、受信機は再鳴動機能が必要となったり、階段の煙感知器は垂直距離7.5mごとに設置することなどが強化されたんだよ。

特定一階段等防火対象物とは(消防法施行規則第29条第4項第7号へ)

令別表第(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が、避難階以外の階(1階及び2階を除く。)から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2以上設けられていないもの。

後輩

言うことは、延べ面積が300㎡未満でも、屋内階段が1箇所でも3階建ての3階に宿泊の用途があれば、「特定小規模施設用自動火災報知設備」は設置できないんですね？

先輩

そうだよ。そういう建物は、再鳴動機能付きの受信機、発信機、ベルが必要な自動火災報知設備を設置することになるんだよ。法体系を表にすると下のようになる。しっかり勉強しておくように！

法体系

法17条第1項
令21条 自動火災報知設備
令29条の4 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準
総務省令第156号 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

後輩

よく分かりました。これからきちんと勉強します。

先輩

ほかに、小規模な施設用に開発された設備としては、令29条の4に基づく「パッケージ型自動消火設備」があるんだよ。通常、スプリンクラー設備を設置する場合、消火ポンプや消火水槽、消火配管工事などが必要だよ。でも、一定の条件を満たせば、施工が簡単にできる「パッケージ型自動消火設備」を設置できるんだよ。

後輩

へえー。「パッケージ型自動消火設備」？ これも、初めて聞きました。

先輩

「パッケージ型自動消火設備」は、規模によってⅠ型とⅡ型の2つに分けられていて、Ⅰ型は延べ面積1万㎡以下、Ⅱ型は延べ面積275㎡未満に設置することができるんだよ。特にⅡ型は、最近の消防法施行令の改正によって、面積にかかわらず、スプリンクラー設備が必要となったグループホーム等の福祉施設向けに開発されたものなんだ。こっちは、平成16年5月31日消防庁告示第13号をよく読んでおくように！

後輩

法律が変わるだけでなく、実体に合う設備の開発も行われているということですね？

パッケージ型自動消火設備について（平成16年5月31日消防庁告示第13号）

Ⅰ型…令別表第1（5）項若しくは（6）項に掲げる防火対象物、又は（16）項に掲げる防火対象物の同表（5）項、若しくは（6）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が1万㎡以下のもの
Ⅱ型…令12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物、又はその部分で、延べ面積が275㎡未満のもの（易燃性の可燃物が存し、消火が困難と認められるものを除く。）

後輩

先輩、ありがとうございます。

ところで先輩、英語しか話せない外国の人がゲストハウスの相談に消防署に来られるんですけど、先輩は語学のほうは大丈夫ですよ？

先輩

ん・・・、そこはよろしく頼む。

平成28年
9月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話：075-682-0119

ファックス：075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

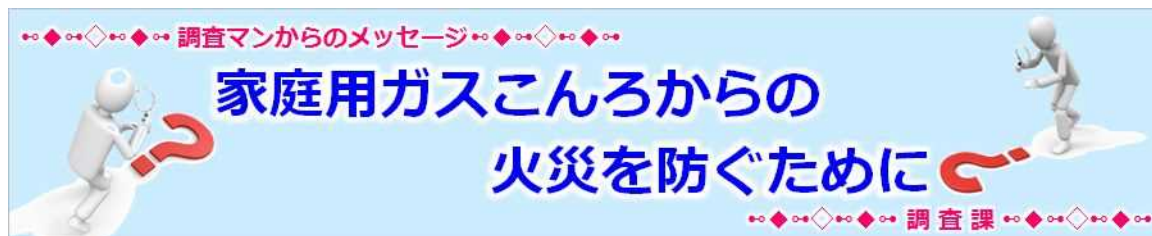
現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年9月号](#)
 平成28年9月号 調査マンからのメッセージ

平成28年9月号 調査マンからのメッセージ

ページ番号204164

[ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます](#)
[ツイート](#)
[シェア](#)

2016年9月1日



はじめに

京都市内で発生する火災の原因の中で、常に上位に入るのが、「天ぷらなべ火災」と「こんろからの火災(こんろ火災)」です。この天ぷらなべ火災とこんろ火災の両方の火災に共通するキーワードの1つに、「家庭用ガスこんろ」があります。

昨年、京都市内で発生した天ぷらなべ火災の件数は11件で、そのうち、家庭用ガスこんろを使用していたものが5件でした。同じように、こんろ火災の件数は15件で、そのうち、家庭用ガスこんろを使用していたものは9件となり、両方を合わせると14件になります。これは、昨年発生した天ぷらなべ火災とこんろ火災の合計数26件の54%と、過半数を占めています。

そこで、今回は家庭用ガスこんろからの火災の状況等について紹介します。

Siセンサーこんろ

Siセンサーこんろ? 聞いたことはあるけれど...どのようなものなのでしょうか?

「Siセンサーこんろ」とは、住宅火災の原因の多くにガスこんろが関係していることと、オール電化住宅により急速に普及してきたIHクッキングヒーターの「クリーンで安全」というイメージに対応するため、ガス機器メーカーがガスこんろ(卓上式-1口こんろと業務用こんろを除く。)に複数の安全装置と便利装置を搭載した機器を開発し、平成20年4月から製造、販売をしているものです。

《ワンポイント》

Siとは、Safety(安心)、Support(便利)、Smile(楽しく)の3つのSと、intelligent(高度な知性)の頭文字を組み合わせて命名されたものです。

全ての家庭にSiセンサーこんろが普及するまでには、まだまだ年数が必要ですが、Siセンサーこんろまでには至らずとも、一部の安全装置が搭載されたガスこんろは以前から製造、販売されており、多くの住宅で使用されています。

では、安全装置が搭載されているのに、火災の原因になるのは、どうしてなのでしょう?

家庭用ガスこんろからの火災

京都市内で過去5年間に発生した天ぷらなべ火災とこんろ火災の件数を見ると、全体の火災件数の約1割を占めています。(下表参照)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
全火災件数	215	270	245	236	232
天ぷらなべ火災+こんろ火災件数	24	39	28	19	26
割合(%)	11	14	11	8	11

こんろ火災と天ぷらなべ火災の合計数に、家庭用ガスこんろが占める状況を見ると、全体の7割以上を占めています。(下表参照)

天ぷらなべ火災+こんろ火災と家庭用ガスこんろの状況 (件)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	計
天ぷらなべ火災+こんろ火災件数	24	39	28	19	26	136
家庭用ガスこんろの件数	21	28	17	17	14	97
割合 (%)	88	72	61	89	54	71

※ 家庭用ガスこんろは、業務用ガスこんろ及びカセットガスこんろを除いています。
 ※ 家庭用ガスこんろは、都市ガス用とLPガス用の合計数です。

住宅火災(一般住宅、共同住宅、併用住宅)に対して家庭用ガスこんろが占める割合を見ると、全体の13%を占めており、いかに調理器具からの出火を防止することが住宅火災防止に重要であるかが分かります。

住宅火災と家庭用ガスこんろとの状況 (件)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	計
住宅火災件数	124	135	122	111	101	593
家庭用ガスこんろの件数	16	25	12	13	12	78
割合 (%)	13	19	10	12	12	13

火災事例

【天ぷらなべ火災の事例】

共同住宅の一室の台所から出火し、換気扇1基焼失、窓ガラス2枚の一部及び収容物を焼損したものです。

火災原因は、家人が両手鍋にサラダ油約0.3リットルを入れ、ガステーブルで加熱していたところ、その場を離れた間に、サラダ油が発火温度に達し出火に至ったものです。

この火災で使用していたガステーブルは、グリル付の二口ガステーブルで、家庭でよく見掛けるものですが、安全装置の調理油過熱防止装置は二口とも付いていませんでした。



出火した台所



使用していたガステーブル

【ガスこんろ火災の事例】

一般住宅の台所から出火し、台所の天井や壁体及び収容物の一部を焼失焼損したものです。

この火災の原因は、ガスこんろでお湯を沸かしていたことを忘れて、近くを離れて放置していたため、やかんが空だき状態となり、こんろの近くに置いてあった台所用品がこんろの輻射熱を受けて発火したものです。

この火災で使用していたガステーブルは、グリル付の二口ガステーブルで、家庭でよく見掛けるものですが、安全装置の調理油過熱防止装置は二口とも付いていませんでした。



出火したガスこんろの周囲

【家庭用ガスこんろの消し忘れ】

過去5年間に京都市内で発生した住宅火災で家庭用ガスこんろの消し忘れにより発生した火災の割合は、昨年を除き概ね60%以上を占めています。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	計
家庭用ガスこんろの件数	16	25	12	13	12	78
上記火災で「消し忘れ」の件数	12	15	7	8	4	46
割合 (%)	75	60	58	62	33	59

※ いかに、ガス火の消し忘れが火災発生に結び付くかがわかります。

【ガスこんろが規制対象品に:マークで確認】

全国において発生する、家庭用ガスこんろ火災の多くが調理油の過熱による(天ぷらなべ火災)ものであることから、家庭用ガスこんろの技術基準等の変更により、火災事故の未然防止を図るため、平成20年10月1日に「ガス事業法」「液化石油ガス法」において、主に家庭用ガスこんろが規制対象品の1つに指定されました。

規制対象品は、国の定めた技術上の基準に適合した旨の表示「PSTG」「PSLPG(LPガス用)」マークがないと販売できなくなりました。(1年間の販売猶予期間がありました)

★規制の対象は、ガスの消費量の総和が14KW以下(オープン付きは21KW以下)で、こんろバーナー1個当たり5.8KW以下のガスこんろとなっています。



PSLPGマークが貼られているガステーブル



PSLPGマークの表示

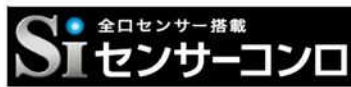
【安全装置の搭載義務へ】

規制対象品に指定されるとともに、家庭用のガスこんろのバーナーの全てのバーナーに対して、調理油過熱防止装置及び立ち消え安全装置の設置が義務付けられたほか、早切れ防止機能や焦げ付き消火装置など各種の機能が業界の自主基準により搭載されています。

Siセンサーこんろに搭載されている機能（一例）

区分	機能名称	機能の内容
安全機能	調理油過熱防止装置（義務化）	センサーが鍋底の温度を感知し約250℃になると自動的に消火する。（義務）
	立ち消え安全装置（義務化）	煮こぼれや吹きこぼれ、強風などで火が消えたとき、自動的にガスを止める。（義務）
	こんろ（グリル）消し忘れ消火機能	こんろやグリルを消し忘れても、点火後一定時間が経過した時点で、自動的に消火する。
	焦げ付き消火機能	煮物調理時に、焦げ付きを検知すると初期段階において自動消火する。
	鍋なし検知機能	鍋が載っていない状態では点火せず、使用中に鍋を外すと自動で小火になり、一定時間後消火する。
便利機能	早切れ防止機能	炒め物などの場合、鍋底が約250℃になっても消火せずに火力調整する。
	油温度調節機能	設定温度になるまで加熱した後、自動的に強火、弱火を繰り返して適温を保ち、揚げ物や焼き物を上手に仕上げる機能。
	自動炊飯機能	火加減を自動調節。炊飯専用鍋とのセットで御飯が炊ける。
	湯沸かし機能	お湯が沸いたら自動的に消火する。一定時間保温した後、自動消火するタイプもある。

※ Siセンサーこんろには、次のようなロゴマークとシンボルマークが貼付されています。



ロゴマーク



シンボルマーク



Siセンサーこんろのシンボルマークが貼られたガステーブル



立ち消え安全装置

調理油過熱防止装置

Siセンサーこんろの普及により、調理油を過熱しての火災（天ぷらなべ火災）やガス火の消し忘れ等による火災は減少する傾向になると思われませんが、平成20年10月以前に製造、販売されたガスこんろには安全装置が搭載されていない製品もあり、まだまだ多くの家庭で使用されているのが現状です。

また、Siセンサーこんろであっても、全てのガスこんろからの火災を防ぐことはできません。

ガスこんろを使用して料理をする際は、下記のことにご注意してください。

- ・ 調理油の入った鍋等を火にかけているときは、絶対にその場を離れない。
- ・ 着ている衣類にガス火が燃え移る「着衣着火」を防止するため、ゆったりとした服での料理を避け、アームカバーやエプロンは防災製品等を使用する。
- ・ こんろの近くに調味料等を置かない。
- ・ グリルの火災を防止するため、グリル内は常に清掃し、グリルの内部に魚脂等を溜めないようにする。
- ・ ガスこんろの周りにふきん、紙類など燃えやすい物を置かず、整理をする。
- ・ ガスこんろと壁体との距離を保つ。

《ワンポイント》

調理油過熱防止装置は、家庭で使用されているガスこんろの多くに搭載されていますが、装置の効果等を承知していない方も多くおられます。揚げ物を行うときは、必ず調理油過熱防止装置の搭載された側のこんろで調理をする習慣付けが重要です。

最後に

ガスこんろからの火災は、減少する傾向が予想されるものの、毎年、火災原因の上位を占めており、いくら火災を防ぐため機器の安全機能が進歩しても、最後は使用者の問題です。

火災の多くは、使用者の「うっかり」や「不注意」による「人災」です。「人災」による火災は防止することが可能です。

改めて、ガスこんろの知識を習得し、防火指導等において正しい火気の使用について、市民の皆さんに伝え、火災が発生しないよう、指導をよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年9月号](#) 平成28年9月号 教養課通信

平成28年9月号 教養課通信

ページ番号204573

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)

[シェア](#)

2016年9月1日



平成28年4月1日付けで京都市消防学校に入校し、平成28年10月からの消防署勤務に向けて様々な訓練に取り組む第152期初任教育生。彼らの将来への抱負を紹介します。





よろしく
 お願いします。


平成28年
 9月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
 電話:075-682-0119
 ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

- [北区](#)
- [上京区](#)
- [左京区](#)
- [中京区](#)
- [東山区](#)
- [山科区](#)
- [下京区](#)
- [南区](#)
- [右京区](#)
- [西京区](#)
- [伏見区](#)

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年9月号](#)
平成28年9月号 わが社の防火防災自慢

平成28年9月号 わが社の防火防災自慢

ページ番号204169

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



2016年9月1日

わが社の防火防災自慢

京都の玄関口の安全を担って

京都駅ビル 統括防火防災管理者
京都駅ビル開発株式会社

取締役 総務部長 梶原 康裕 氏

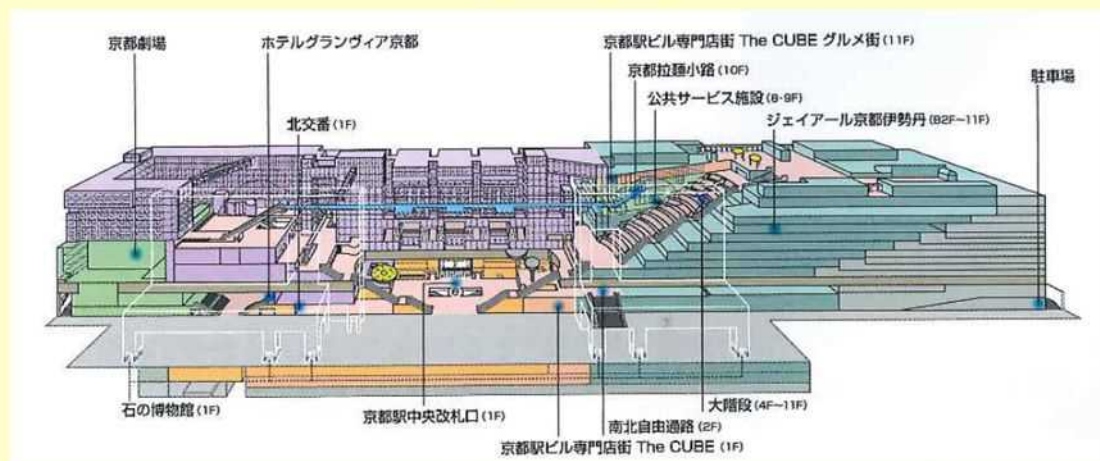
京都駅ビルの概要

空港や港のない京都市において唯一の玄関口と言える京都駅ビルは、東西に約478メートルの細長い長方形の敷地に、地下3階地上16階建て、延べ床面積247,940平方メートルという市内では最も大きなビルとして、駅、百貨店、ホテル、専門店街、地下街、劇場、駐車場等を存し、南北を結ぶ自由通路として、西側のビル2階を貫く通路及び東側の地下2階を貫く通路の2箇所があり、敷地北側の駅北口広場に面する1階中央コンコースを中核に、全体が連続する建物となっています。

京都駅ビルは、西日本旅客鉄道株式会社及び当社の区分所有となっていますが、設置された防災施設や消防用設備等の保守・管理の役割は、全て当社が担っています。



京都駅ビル（外観）



京都駅ビル配置図

共同防火防災管理

京都駅ビルは、ビル内を専有する事業会社の6社が、各々、防火防災管理責任を担っていることから、その6社の管理権原者により共同防火防災管理協議会を構成し、「京都駅ビル全体に係る消防計画」を定めています。

平成25年の消防法改正に合わせ、この消防計画を全面改正し、当社の防火防災管理者が統括防火防災管理者となっており、各事業所の日常の防火防災に関する防火防災管理者への指示や助言体制を整え、火災等の災害時の自衛消防活動においては当社の自衛消防本部からの各事業所の自衛消防活動に関する要請、指示の体制を定め、より効率的な初期の活動等ができるようになりました。

防火防災連絡委員会

全体に係る消防計画では、6社の防火防災管理者が集まる「京都駅ビル防火防災連絡委員会」を設置し、毎年7月と12月に開催する定例会では、所轄の下京消防署員の方々にお越し頂き、各社の防火防災に関する取組や課題を出し合っており、指導や助言、新しい防火防災の情報などの提供を受けています。

竣工後20年を間もなく迎える京都駅ビルでは、建物の補修、施設、設備の更新、店舗の入れ替え、リニューアル工事などの機会が増えていることから、それらの情報の共有と危険性の周知などについては、その都度、統括防火防災管理者の判断で臨時会を開催し、お客様の安全に齟齬(そご)を来たさないよう、努めています。

消防用設備等の更新工事

平成9年に竣工した京都駅ビルの消防用設備等のうち、主に電気関係となる総合操作盤、自動火災報知設備、非常放送設備、消火活動支援パネル(京都駅ビル独自の設備で、公設消防隊の活動に必要な建物情報等を表示する装置)及び昇降機監視盤を平成26年度に更新しました。既存の設備の更新のみではなく、より情報量の増加と安全への信頼性を高めるため、主に次の3点の工夫を行いました。

1. 中央、ホテル、百貨店の3防災センターの全てに消防・防災監視・制御用の総合操作盤及び昇降機の監視盤を、同一デスク上に並列配置して警備員の視認性を高め、さらに、3防災センター間を光LANで接続し、お互いの代替機能を持たせました。
2. 鴨川氾濫による京都駅ビル地下1階の中央防災センター浸水を想定し、E階(建築基準法上の4階)に自動火災報知設備のインターフェイス盤及び放送設備用アンプを新設しました。
3. 消火活動支援パネルを非常用エレベータ1階の附室8箇所を設置し、総合操作盤と同一の、建物や災害に関する情報を瞬時に提供できるようにしました。

なお、これらの革新的な取組及びホテル、百貨店、駅などの無休の事業所の営業に支障を来たすことなく、1年間という短期間で工事を完了させた実績に対して、平成27年度「優良消防用設備等消防庁長官表彰」を受賞しました。

これからの取組

国際観光都市・京都の玄関口ということから、近年は外国からの観光客も含め、京都駅ビルの利用者は増加の一途を辿っています。これらのお客様の安全についての取組にこれで十分というレベルはなく、危機管理に関する課題の発見に努め、その課題への対応をハード、ソフトに分けて検証を続ける毎日ですが、さらに大規模地震災害や水災害時に京都駅周辺に溢れる帰宅困難者への対策など新たな取組も進めており、京都府や京都市、消防署、警察署などとの連携を密にして、より一層の安全化を進めていきます。

平成28年
9月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

閉じる



現在位置: [トップページ](#) [安心・安全情報](#) [Web「京都消防」](#) [Web京都消防平成28年9月号](#)
平成28年9月号 担当区ぐグット紹介

平成28年9月号 担当区ぐグット紹介

ページ番号204175

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

[ツイート](#)[シェア](#)

2016年9月1日



学区の紹介

桂川学区は、約4,300世帯、約10,000人が生活し、西京区内でも人口増加が著しい学区です。今年、学区創立40周年を迎えます。

学区の北から東へ流れる桂川は、古くから地域の産業振興に貢献するとともに、住民に豊かな恵みと憩いの場を提供してきました。学区の南は国道9号線、西は物集女街道に接しており、京都市内や大阪はもとより、神戸、名古屋、山陰方面への交通にも地の利を得ていることから、住宅地・商業地として発展しているところです。

自主防災会の紹介

桂川学区自主防災会は、水澤 正樹 自主防災会会長のリーダーシップのもと、桂川学区自治連合会と一体となり、防災活動を実施しています。自主防災会の課題として、自治会への加入率が住民の4割強と低い現状を踏まえ、当自主防災会では、自治会への加入・未加入に関わらず、災害時に要配慮者を助けることを目的として、要配慮者名簿を作成されています。名簿作成については、個々の情報が個人情報であることに十分留意し、民生委員や老人福祉委員らと協力して一軒一軒、訪問し、名簿作成について説明したうえで承諾された人のみをリストアップしています。平成28年4月1日現在、174名の要配慮者名簿が各自主防災部長に手渡され、平常時の声掛けや個別の避難計画作成に活かされています。

また、毎年、秋に学区防災訓練が行われており、今年は「避難所におけるペットの受入体制について」、「【無事ですシート】を使った安否確認」等をテーマに訓練を実施する予定です。

常に何かしらの課題を見付けて自主防災活動に取り組んでおり、昨年度の「自治記念日における定例市民消防表彰」では市長表彰を受賞されました。

桂川学区自主防災会の活動



防災ワークショップ



自主防災会基礎研修



学区総合防災訓練



消防分団の紹介

桂川消防分団は、原田 誠人 分団長を中心に13名の分団員が一丸となって、「我が町は我々消防団が守る。」という気持ちで、地域に貢献したいと考えておられます。

分団の活動を2つ紹介します。

1つ目は消火器の取扱訓練です。分団では、学区の防災訓練や地域の集合場所へ、出前の形で各自主防災部に消火器の取扱訓練を指導しています。この取組は、学区内の全ての自主防災部を対象に、分団発足以来40年間、毎年、実施しています。今では、「消火器取扱訓練＝消防分団」と学区民に深く浸透しており、学区民からは、「消火器は、毎年、訓練しているので、大丈夫。日頃の心掛けが大切だ。」という頼もしい声がよく聞かれます。分団では、この訓練が住民の方々に防火防災について考えてもらう機会となり、さらに、訓練を通じて住民の方々と分団員との「絆」が一層深まればと思っておられます。

2つ目は放火防止対策です。分団は防火意識が高く、日頃から放火防止パトロールに取り組んでおり、そのパトロールで知り得た学区内の暗い場所や可燃物が放置されている場所・物品等の情報を地図に落とし込み、実態を把握・整理する作業を行っています。そのことも踏まえ、桂川学区が西京区の放火対策エリアに選定され、放火対策コンサルタントとして地域での取組をサポートすることになりました。さらに、年末には全自主防災部の方々との合同パトロールやミーティングを実施し、分団と自主防災会が力を合わせて放火防止対策に取り組みます。

桂川消防分団の活動



防災訓練



防災基礎研修

学区担当者から

毎日、松尾消防出張所から愛宕山や小塩山の景色を眺め、出隊時には桂川の流れや田畑の作物の成長に季節の変化を感じています。また、街区内を見渡すと、日々、街並みが新しくなっています。さらに、地域の方々からの高齢化を不安視する声が多々聞かれます。どちらにおいても何かしらの変化があります。

消防署として、常に学区の情報をキャッチし、周囲の変化に対応するとともに、より強く学区の防火・防災に尽力したいと考えています。

平成28年
9月号目次

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

見つけやすかった どちらともいえない 見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

閉じる

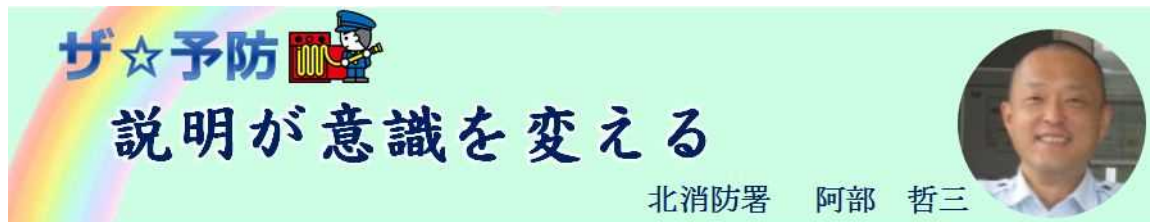
平成28年9月号 ザ☆予防

ページ番号 204170

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年9月1日



はじめに

平成4年6月に危険物取扱者乙種第4類の資格を取得したことがきっかけで、火災現場の消火活動やガソリンスタンドの査察がしたいと思い、私は京都市職員採用試験(消防職)を受験しました。

平成4年10月に採用されて今年の10月で24年になります。これまでに消防隊、予防課、総務課企画広報係、救急隊を経験しました。

平成28年4月から北消防署予防課で危険物を担当しています。予防業務の目的は火災予防です。査察を実施しても、消防法令違反の是正や火災危険の排除をしなければ無駄になります。

説明の大切さ

平成27年、上京消防署予防課で勤務していたときの事例を紹介します。

長年、この建物は自動火災報知設備が未設置であり、消防署の再三の指導にもかかわらず未改修のままでした。過去の指導記録には、所有者から「今、忙しいから来るな...」等の理由で、査察の拒否が続いていたと書かれています。私は、どのように指導すれば自動火災報知設備を設置してもらうことができるか、考えました。そして、電話等ではなく、直接、所有者と面談することが改修への第一歩と考えました。

【阿部】「こんにちは、上京消防署の阿部です。お伝えしたいことがあります...。」

【所有者】「ああ、その件ですか。」

【阿部】「以前から、担当者が御説明していることですが、この建物には自動火災報知設備が必要です。」

【所有者】「費用が掛かることはできません。」

私は、これまでの査察経験から、人によって話し方や説明の仕方を考えて消防法令違反を是正させてきました。これは、査察の経験を積み重ねることで身に着いてきました。

過去に、査察を拒否していた所有者には、落ち着いた話し方で、「自動火災報知設備という消防用設備は、火災が発生すれば煙や熱を自動的に感知し、ベルを鳴らして人々に火災を知らせるものです。この建物は複合用途のテナントビルです。もし火災が発生し、気付くのが遅れたら、多くの人命と建物の被害が心配です。」と丁寧に説明しました。電話ではなく、直接、所有者と面談し、根気強く説明しました。

ある日、所有者から「自動火災報知設備の設置を前向きに考えます。」との返事がありました。その後、「自動火災報知設備を設置するので相談に行きます。」との具体的な設置についての相談があり、約1箇月後には、建物に自動火災報知設備が設置されました。

おわりに

所有者は、費用が掛かることを理由に、長年、自動火災報知設備の設置を拒んでいましたが、落ち着いた話し方で根気強く説明した結果、所有者の意識を変えることができ、自動火災報知設備の設置につながりました。皆様の参考になれば幸いです。

私は、これまでの査察経験を後輩に伝承して、消防法令違反の是正を2倍、3倍に加速し、災害に強く、誰もが安心して過ごせる「安心都市・京都」の実現のため、全力で頑張ります。



平成28年5月
給油取扱所での査察
▲筆者左から2人目



平成28年8月
北消防署にて

平成28年
9月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成28年9月号 あの日あの頃

ページ番号 204177

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年9月1日

あの日あの頃

チームワークで難局を乗り越える



中京消防署 佐治 優

多くを学んだ指令センター勤務

伏見区深草にあった消防学校の門をくぐってから34年が過ぎました。月日の過ぎる早さを実感しています。振り返りますと、私の消防人生は、消防隊(指揮隊を含む。)が15年半、消防指令センター(以下「指令センター」という。)が14年半、毎日勤務が4年(5年目に突入!)となりますが、やはり指令センターでの勤務が非常に印象的でした。二度の指令システムの更新時期に指令センターに勤務していましたが、二度共、新しい機能を搭載した新指令システムへの期待よりも最大限に機能を発揮できるよう操作しなければならない不安とプレッシャーで押し潰されそうになっていたことが思い出されます。

指令センターの業務は、経験されたことのない人にとっては特殊に感じられる方もおられると思いますが、現場活動そのものです。全ての災害は受信から始まります。ただし、受信のときに判断を誤ると災害現場活動全体に影響を及ぼしますので、その責任はとても重大となります。同じ内容の災害はないように、通報にあっても同じことが言えると思います。様々なプレッシャーと緊張の中で迅速・的確に判断を下さなければならないのが指令センターです。何があっても決して失敗は許されないのです。100%うまくやって、当たり前の世界なのです。

指令センターで見た神業

私が初めて指令センター勤務を命ぜられたのは、33歳のときでした。2つ以上のことを同時に平然とこなしておられた先輩指令員の迅速・的確な119番対応が、本当に神様のように見えたのを鮮明に覚えています。その頃の指令システムは、1台の指令台に800個以上の操作キーがあり、それをベテラン指令員は魔法使いのように操作しておられ、次元の違いと自分がその域に到達できるかがとても心配でした。

ターニングポイント

新米指令員から5年ぐらいが過ぎた頃に指令システムが更新され(一度目)、指令画面は液晶タッチパネルになり、操作も画期的に改善され、中堅の指令員としてようやく一人前の対応ができるようになったと思った矢先のことでした。私はそれまで何千件もの119番通報の対応をしてきましたが、その通報のことは今でも忘れられません。指令員は119番通報を受けたときは、常に災害現場の状況を頭に思い描きながらその現場に対応できる消防隊や救急隊などを選定しますが、その通報では、災害現場の状況が思い描けませんでした。

初めは無言電話かと思ったのですが、通報者は若い女性でした。何度か「火事ですか?救急ですか?」と私が繰り返すと、やっとの思いだったのでしょうか、絞り出すような声で「子供が...、子供が...。」とのことでした。「子供がどうしたの?」と子供の様子を確認するこちらからの問い掛けにも応じられず、ただただ絶望と悲しみに打ちひしがれた様子で、住所もまともに言えない状態でした。受話器の向こうで子供の身に大変な事態が起きている、何か分からないが緊急性を要する事態が発生していることが推測され、救急隊を指令することを即座に選択しました。救急指令までに要した時間は十数秒でした。この頃の指令システムには発信地表示システム(固定電話で通報した場合、通報者の住所等が表示されるシステム)が設けられており、通報者にこちらから住所を読み上げて住所の確認をしてから指令をしていました。これで一段落。子供の状況を詳しく聴き始めたところ、突然、通報者が高齢男性に変わり、いきなり、「何をごちゃごちゃ聴いてんねん!はよ(早く)、救急車来い!!」と怒鳴り出してきました。救急車を出勤させたことを伝えて何とか落ち着かせ、子供の様子を聞くと、ストーブで布団に火が着き、子供がやけどをして負傷しているとのことでした。火は消したとのことでしたが、「火事やないか!」と私は叫び、私の予想を超えた事態に、一瞬、頭の中が真っ白になりました。更に、負傷者の乳児は双子で、2名共、やけどをしており、かなり重篤な状態でした。母親はあまりの惨事に言葉を失い、一緒にいた祖父はかなりの興奮状態で、こちらから指導する応急処置にも聞く耳を持たれませんでした。

最後に

このような混乱した状況でどのようにしたらうまく災害状況を聞き出せるのか、心底、考えさせられました。そして、改めて、指令センターの仕事の困難さを痛感した瞬間でもありましたが、当時の指令センター全員で災害対応に当たり、不測の事態

に発展しないようチームワークで乗り切りました。当時の指令センターのチームワークの良さに、今でも感謝の気持ちを忘れたことはありません。厳しい環境での業務でしたが、心の支えとなったのは、「電話機のすぐ向こうで助けを求める人々を何とか救いたい」という使命感とその志をバックアップするかけがえのないチームワークだったと思います。

今回の「あの日あの頃」の投稿で、よい思い出とはいきませんが私の消防人生も残すところ3年を切り、去りゆく身です。最後に申し上げたいのは、困難を乗り越えられるのはやはりチームワークです。皆様は、それぞれの部署で最強のチームワークを築いてください。それには、一人一人が努力をし、最高の職場環境を作り上げることだと思います。



平成8年 指令センターにて
▲3列目右から4人目が筆者

平成28年
9月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課

電話:075-682-0119

ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉じる

平成28年8月号 山科消防団通信

ページ番号204171

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

 ツイート シェア

2016年9月1日

山科消防団通信

第24回

京都府消防操法大会に出場

山科消防団



平成28年7月31日、第24回京都府消防操法大会が京都府立丹波自然運動公園で開催されました。京都府消防操法大会は、消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を目的とし、日頃の訓練成果を競うため、府内26の市町村が参加し、隔年で実施されているものです。今年は、「ポンプ車操法」に11、「小型ポンプ操法」に22の市町村が出場し、真夏の炎天下で訓練が披露されました。今回、京都市を代表し、山科消防団勤修消防分団が初めて出場し、歴史ある京都市の消防団活動に新たな1ページを築きました。



入場行進



小型ポンプ操法に出場

京都府消防操法大会出場の依頼があったから出場の判断をし、訓練を重ね…。実は、悪戦苦闘の連続でした。勤修消防分団として、出場の判断は、決して簡単なものではありませんでした。なぜなら、京都市の消防団がこれまで実施している操法と京都市以外の他の消防団が行っている操法には大きな違いがあったため、大会への出場には最初から大きなハンディキャップがあり、団員のやる気を盛り上げるのに時間を要したのです。

しかし、山科消防団として、出場を決断してからは全員の気持ちが1つになり、訓練を繰り返して、少しずつ、我々にとっては新しい操法も形ができていき、タイムの短縮を考えるとところまで上達し、大会当日を迎えることができました。

結果は・・・惜しくも入賞は逃しましたが、勤修消防分団の健闘に、観客の皆さんからは盛大な拍手をいただきました。藤野 恭司 勤修消防分団長からは、

「訓練を通じて、団員の取り組み姿勢が変わり、次第に充実感が増してきました。今回の訓練から多くのことを学ばせていただきました。本当にありがとうございました。」

とのコメントが寄せられました。

勤修分団の出場隊員の皆さん、お疲れ様でした。



「第24回 京都府消防操法大会」に京都市を代表して出場した山科消防団員5名を紹介します。



【指揮者】
副分団長 森田 剛弘
(もりた たけひろ)
1 農業 34歳
2 小さなことからコツコツと
3 仲間と力を合わせて全力を出し尽くしました。感謝、感謝です。



【1番員】
班長 辻 智彦
(つじ ともしこ)
1 会社員 27歳
2 特になし
3 最後までやり抜くことができました。訓練を通して成長できた気がします。

～次のことについて聞きました～

- 1 職業、年齢
- 2 あなたのモットーは？
- 3 大会を終え一言！



【補助員】
団員 片岡 丈
(かたおか しょう)
1 保育園勤務 35歳
2 特になし
3 京都市の消防団として初めての経験であり、また、勤修分団がその代表として出場できたことを、大変、光栄に思います。
私は補助員の役割でしたが、その一翼を担うことができ、とても嬉しく思っております。ありがとうございました。



【2番員】
団員 児嶋 亮憲
(こじま あきのり)
1 会社員 33歳
2 義理、人情は大切にしたい。
3 訓練期間中は、本当に大変でした。しかし、大会を終えると、充実感と達成感でいっぱいになりました。



【3番員】
部長 中本 貴久
(なかもと たかひさ)
1 会社員 37歳
2 元気いっぱい
3 貴重な体験をさせていただき、ありがとうございました。

平成28年
9月号目次

お問い合わせ先

京都市 消防局消防学校教養課
電話:075-682-0119
ファックス:075-671-1195

区役所ホームページ

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#) [山科区](#) [下京区](#) [南区](#) [右京区](#) [西京区](#) [伏見区](#)

(c) 2013 City of Kyoto. All rights reserved.

閉る